

高齢者向け サービスガイドブック

【令和7年度版】



大台町

もくじ

相談

高齢者総合相談窓口	1
認知症初期集中支援チーム	1
もの忘れ相談会	1
こころの相談	2
高齢者虐待相談窓口	2
成年後見制度等に関する相談窓口	2
高齢者相談支援事業	3
生活支援コーディネーター事業	3
消費者生活相談	3

介護予防

介護予防ボランティア派遣事業	4
----------------	---

生活支援

傾聴ボランティア派遣事業	5
シルバー人材センター派遣事業	5
シルバー人材センター登録事業	5
高齢者等外出支援助成事業	6
三重交通路線バス町内運賃負担事業	6
町営バス・デマンドタクシー運賃減額事業	7
一人暮らし老人用緊急通報装置貸与事業	7
救急医療情報キット配布事業	8
福祉機器貸出事業	9
福祉車両貸出事業	9
日常生活自立支援事業	10
成年後見制度利用支援事業	10
おもいやり駐車場利用証制度	11
おかえり SOS ネットワーク事業	12
養護老人ホームへの入所（措置入所）	12

在宅介護

高齢者等紙オムツ給付事業	13
--------------	----

介護保険

介護保険	サービス利用申請	14
介護保険	高額介護サービス申請	14
介護保険	施設利用者負担の軽減	15

国民健康保険・後期高齢者医療

国民健康保険 高額療養費の支給 1 6

後期高齢者医療 高額療養費の支給 1 6

障がい者支援

相談支援事業 1 7

指定特定相談支援事業 1 7

身体障がい児（者）補装具費支給事業 1 8

重度障がい児（者）日常生活用具給付事業 1 8

就労継続支援事業（B型）〔ジグソー工房〕 1 9

障がい者デイサービス事業 1 9

日中一時支援事業 1 9

精神障がい者デイケア事業（茶っくらぶ） 2 0

障がい者医療費助成制度 2 0

予防接種

高齢者インフルエンザ予防接種事業 2 1

高齢者肺炎球菌定期予防接種事業 2 1

高齢者新型コロナウイルスワクチン定期予防接種事業 2 2

带状疱疹ワクチン定期予防接種事業 2 2

その他

人材育成助成金制度 2 3

窓口一覧

. 2 4

相談

高齢者総合相談窓口

担当：地域包括支援センター 谷 紗代

☎ 82-3160

事業内容	介護や健康、消費者トラブルや財産管理に関する事など、どこに相談してよいかわからない心配ごとや悩みの相談をお受けします。
対 象 者	どなたでもご利用できます。
手 続 き	相談窓口：地域包括支援センター 相談方法：電話、来所にて受付けています。

認知症初期集中支援チーム

担当：地域包括支援センター 栗谷 利枝

☎ 82-3160

事業内容	認知症が疑われる 40 歳以上の方で、医療や介護のサービスを受けていない方からの相談について、専門職が訪問し必要なサービスの利用につなげます。
対 象 者	どなたでもご利用できます。
手 続 き	相談窓口：地域包括支援センター 相談方法：電話、来所にて受付けています。

もの忘れ相談会

担当：地域包括支援センター 栗谷 利枝

☎ 82-3160

事業内容	認知症の早期発見・早期受診につなげることができるように、専門医による相談会を開催します。大台地域と宮川地域の2会場で開催し、事前予約制です。
対 象 者	認知症の不安や悩みをお持ちの方やそのご家族。
手 続 き	相談窓口：地域包括支援センター 相談方法：電話、来所にて受付けています。
備 考	日程会場等の詳細は、回覧等でお知らせします。

こころの相談 担当：福祉課 村田 恵美**☎ 8 2 - 3 7 8 3**

事業内容	自分自身や家族のこころの健康に関する心配ごとや悩みについて、臨床心理士による相談を行います。毎月 1 回開催します。
対 象 者	どなたでもご利用できます。
手 続 き	相談窓口：福祉課 相談方法：電話、来所で予約を受付けています。
備 考	日程会場等の詳細は広報紙等でお知らせします。

高齢者虐待相談窓口**担当：福祉課 鈴木 敬太**
地域包括支援センター 谷 紗代**☎ 8 2 - 3 7 8 3****☎ 8 2 - 3 1 6 0**

事業内容	介護による心身の疲れや悩み、ストレスがたまることで、無意識のうちに虐待をしたり、虐待を受けた、または発見した場合に相談を受け対応します。
対 象 者	どなたでもご利用できます。
手 続 き	相談窓口：福祉課、地域包括支援センター 相談方法：電話、来所で受付けています。

成年後見制度等に関する相談窓口**担当：福祉課 鈴木 敬太**
地域包括支援センター 谷 紗代**☎ 8 2 - 3 7 8 3****☎ 8 2 - 3 1 6 0**

事業内容	成年後見制度とは、判断能力が低下した方の財産管理や身上監護を支援する制度です。制度内容や申立て手続き、後見人に関するご相談を受け、専門機関と連携し、制度利用をサポートします。
対 象 者	どなたでもご利用できます。
手 続 き	相談窓口：福祉課、地域包括支援センター 相談方法：電話、来所で受付けています。

高齢者相談支援事業 担当：社会福祉協議会

本所	前田 裕香	☎ 83-2862
支所	東 潤	☎ 76-0160

事業内容	身近な場所で、高齢者の様々な相談をお受けできるよう社会福祉協議会内に相談窓口を設置します。
対 象 者	どなたでもご利用できます。
手 続 き	相談窓口：社会福祉協議会本所、宮川支所 相談方法：電話、来所にて受付けています。

生活支援コーディネーター事業 担当：社会福祉協議会

本所	前田 裕香	☎ 83-2862
支所	東 潤	☎ 76-0160

事業内容	高齢者が住みなれた地域で、いつまでも生活することができるように、地域の課題を把握し、高齢者の生活支援や自主グループ活動などの介護予防サービスの体制整備に向けた取り組みを進めます。
対 象 者	どなたでもご利用できます。
問い合わせ先	相談窓口：社会福祉協議会本所、宮川支所 相談方法：電話、来所にて受付けています。

消費者生活相談 担当：産業課 小池 まどか**☎ 82-3786**

事業内容	地域住民からの消費者トラブルに関する相談を受け、その問題への助言や関係機関への斡旋を行います。
対 象 者	どなたでもご利用できます。
問い合わせ先	相談窓口：産業課 相談方法：電話、来所にて受付けています。 消費者ホットライン188にかけていただくと、大台町内であれば産業課に繋がります。

介護予防

介護予防ボランティア派遣事業

担当：健康ほけん課 前納 幸子

☎ 8 2 - 3 7 8 5

事業内容	高齢者が要介護状態にならないように、介護予防や健康づくり事業に取り組むグループの活動に、介護予防の知識を持った「介護予防ボランティア」を派遣し支援します。
対 象 者	介護予防や健康づくり事業に取り組むグループ等
手 続 き	相談窓口：健康ほけん課 相談方法：「介護予防ボランティア派遣申請書」に必要事項を記入、押印して提出していただきます。
備 考	要介護状態とは・・・ 身体または精神上の障がいにより入浴・排泄・食事など日常生活の基本的な動作について継続して介護を必要とする状態。



生活支援

傾聴ボランティア派遣事業

担当：福祉課 鈴木 敬太

☎ 82-3783

事業内容	話し相手として月 1 回程度、申し込みのあった各家庭へボランティアを派遣します。
対 象 者	①話し相手を希望する介護保険サービス又は障がい福祉サービスを利用している方 ②話し相手を希望する町内の介護保険施設等に入所している方 ※対応に専門的知識が必要な方は対象にはなりません。
手 続 き	相談窓口：福祉課 相談方法：「傾聴ボランティア派遣依頼書」を記入し提出していただきます。

シルバー人材センター派遣事業

担当：社会福祉協議会

本所 廣協

☎ 83-2862

支所 松本

☎ 76-0160

事業内容	除草作業、屋内清掃、植え木の手入れなど、今までの経験を活かして、高齢者（おおむね 60 歳以上）が作業を請負います。
対 象 者	町内で行う作業に限ります。
手 続 き	相談窓口：社会福祉協議会本所、宮川支所 相談方法：希望する作業内容を相談・見積り後に契約を行います。

シルバー人材センター登録事業

担当：社会福祉協議会

本所 廣協

☎ 83-2862

支所 松本

☎ 76-0160

事業内容	自分なりの働き方で、今までの経験を活かし、社会参加をしたい高齢者に対し就労の場を提供します。
対 象 者	おおむね 60 歳以上の方
手 続 き	相談窓口：社会福祉協議会本所、宮川支所 相談方法：入会登録書に必要事項を記入し提出していただきます。 持ち物：通帳（農協のみ）

高齢者等外出支援助成事業 担当：生活環境課 村田 慧介

☎ 8 2 - 3 7 8 7

事業内容	日常生活において、タクシー等を利用し、通院等の外出をする場合の費用に対し一部助成を行います。
対 象 者	大台町に住所を有する方で、 1. 70歳以上の方 2. 身体障害者手帳（1・2級）・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方
手 続 き	相談窓口：生活環境課、各出張所 相談方法：「高齢者等外出支援事業タクシー等利用助成券交付申請」へ記入して提出していただきます。
備 考	大杉谷地区 300円券×96枚まで交付 川添・領内地区、栗谷・浦谷区 300円券×72枚まで交付 その他の地区 300円券×48枚まで交付 対象とならない方 1. 老人福祉施設、障害者支援施設、介護保険施設に入所している方 2. 生活保護を受けている方で、移送費の加算を受給している方 3. 自動車の運転免許証を所持し自分で運転されている方（妊産婦の方を除く） ※二輪車のみを運転されている方はタクシー券の対象となります。

三重交通路線バス町内運賃負担事業 担当：生活環境課 高倉 奈央

☎ 8 2 - 3 7 8 7

事業内容	三重交通路線バス柘原駅口～三瀬谷間において、三重交通路線バスと町営バスとの運賃格差を解消するため、町が利用者運賃の一部を負担します。
対 象 者	町内に住所を有する三重交通路線バスを利用する方
手 続 き	相談窓口：生活環境課、各出張所 相談方法：「三交バス乗車補助券（無料券）交付申請書」に必要事項を記入のうえ、申請してください。 申請時の持ち物：本人確認書類（保険証等） 利用方法：乗車補助券裏面に記載の停留所名のうち、乗降する停留所に○を付け運転手に渡してください。料金と乗車補助券は料金箱へ入れてください。 70歳未満の方：乗車補助券の使用で片道300円（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の手帳を提示で片道100円）になります。 70歳以上の方：乗車補助券の使用で片道100円になります。 詳しくは時刻表の案内をご覧ください。

町営バス・デマンドタクシー運賃減額事業 担当：生活環境課 高倉 奈央
☎ 8 2 - 3 7 8 7

事業内容	町営バス及びデマンドタクシーの運賃片道 3 0 0 円が 1 0 0 円で利用できるようになります。
対 象 者	・大台町に住所を有する方で、7 0 歳以上の方や生活保護を受給している方 ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
手 続 き	① 7 0 歳以上の方及び生活保護を受給している方は事前に申請が必要です。 ・相談窓口：生活環境課、各出張所 ・相談方法：申請用紙に必要事項を記入し提出していただきます。 ・持ち物：本人確認書類（保険証等） ② 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を有する方は、降車時に乗務員に手帳を提示していただきます。

一人暮らし老人用緊急通報装置貸与事業 担当：福祉課 浦中 克実
☎ 8 2 - 3 7 8 3

事業内容	一人暮らしの高齢者の急病などの緊急時に迅速な対応を図るため、電話回線を利用した緊急通報装置の貸与を行います。
対 象 者	おおむね 6 5 歳以上の一人暮らし老人で、次のいずれかに該当する方 ・継続して安否の確認を必要とする方 ・同一行政区に扶養義務者がおらず地域との交流が少ない方 ・疾病等を原因として突発的な事故の発生するおそれのある方
手 続 き	相談窓口：福祉課、各出張所 相談方法：「緊急通報装置貸与申請書」に必要事項を記入し、地区民生委員の意見を記入後、提出していただきます。
備 考	貸与料金：無料

事業内容	一人暮らしの方が、急病等で救助が必要となった時、救急隊が迅速な救急活動を行なえるよう、必要な情報を記入するシートと保管する容器、これらを持っていることを示すマグネットとステッカーを配布します。
対 象 者	・ 7 5 歳以上の一人暮らしで配布を希望される方 ・ 障がいをお持ちの一人暮らしで配布を希望される方 ・ その他、配布を希望される方で町長が必要と認める方
手 続 き	相談窓口：福祉課、各出張所 相談方法：「大台町救急医療情報キット配布申請書」に必要事項を記入して提出していただきます。
備 考	無料で配布 

福祉機器貸出事業	担当：社会福祉協議会	本所	地域福祉係	☎ 83-2862
		支所	地域福祉係	☎ 76-0160

事業内容	介護による経済的負担の軽減と日常生活の便宜を図るため、ベッド、車椅子を貸出します。
対 象 者	介護保険での利用ができない、在宅でねたきり等日常生活に著しく支障のある要援護者
手 続 き	相談窓口：社会福祉協議会本所、宮川支所 相談方法：「福祉機器貸出申請書」に必要事項を記入、押印して提出していただきます。
備 考	貸出料金：無料

福祉車両貸出事業	担当：社会福祉協議会	本所	地域福祉係	☎ 83-2862
		支所	地域福祉係	☎ 76-0160

事業内容	介護による経済的負担の軽減と介護を必要とする方の社会復帰や社会参加の促進を図るため、車イス仕様車を貸出します。
対 象 者	65歳以上の寝たきり及び介護を必要とする方、障がい者福祉団体、ボランティア団体、要援護者の家族等、機能回復訓練に参加する方
手 続 き	相談窓口：社会福祉協議会本所、宮川支所 相談方法：「福祉車両貸出申請書」に必要事項を記入、押印して提出していただきます。
備 考	利用料金：町内移動は無料、町外移動は燃料を満タンにして返却

日常生活自立支援事業 担当：社会福祉協議会

本所 中西 恵美 ☎83-2862
支所 松本 幹男 ☎76-0160

事業内容	福祉サービスの利用手続きや契約、日常的なお金の管理などの手伝いや、大切な書類を預かり保管します。
対 象 者	地域で生活されている高齢者や障がい者などで、判断能力が少し低下している方
手 続 き	相談窓口：担当地区民生委員、社会福祉協議会本所・宮川支所 相談方法：担当者が「日常生活自立支援事業相談受付票」に沿って聞き取りを行い、実施主体の大台町社会福祉協議会大台町日常生活自立支援センターに提出していただきます。
備 考	1. 福祉サービスの利用料及び日常的金銭管理サービス 1回：1,200円（免除・減免制度あり） 2. 書類等のお預かりサービス 年間：3,000円（1ヶ月：250円）

成年後見制度利用支援事業 担当：福祉課 鈴木 敬太

☎82-3783

事業内容	成年後見制度の利用に関し、申し立て及び費用の支援を行います。
対 象 者	認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者で配偶者及び四親等内の身内がいらない方、また、いても申し立てを行う見込みがない方
手 続 き	相談窓口：福祉課
備 考	成年後見制度とは・・・ 認知症等（知的障がいや精神障がい）様々な理由で判断能力が低下している方の財産管理、介護や福祉サービスを利用するための手続きなどに関してお手伝いさせていただく制度です。

事業内容	車いす使用者用駐車場の適切な利用を進めるため、「おもいやり駐車場」を利用できる方を明らかにし、利用証を交付します。（県事業）
対 象 者 	歩行困難で次の基準に該当する方 視覚障がい：身体障害者手帳の等級が 1 級～ 4 級 聴覚障がい：身体障害者手帳の等級が 2 級～ 3 級 平衡機能障がい：身体障害者手帳の等級が 3 級～ 5 級 上肢：身体障害者手帳の等級が 1 級～ 2 級 下肢：身体障害者手帳の等級が 1 級～ 6 級 体幹：身体障害者手帳の等級が 1 級、2 級、3 級、5 級 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい上肢機能： 身体障害者手帳の等級が 1 級～ 2 級 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい移動機能： 身体障害者手帳の等級が 1 級～ 6 級 心臓・じん臓・呼吸器・小腸・ぼうこうまたは直腸の機能障がい： 身体障害者手帳の等級が 1 級、3 級、4 級 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい・肝臓機能障がい： 身体障害者手帳の等級が 1 級～ 4 級 知的障がい：療育手帳の障がいの程度欄が「A」 精神障がい：精神障害者保健福祉手帳の障がい区分が「1 級」 要介護高齢者等：介護保険被保険者証要介護状態区分が「要介護 1 ～ 5」 難病患者：特定疾患医療受給者または小児慢性特定疾患医療受給者 妊産婦：母子健康手帳交付～産後 2 年まで けが人：けがによる一時的な歩行困難で、駐車場の利用に配慮が必要な方（医師の証明必要） その他：上記以外の歩行困難者で、駐車場の利用に配慮が必要な方（医師の証明必要）
手 続 き	相談窓口：福祉課、各出張所 相談方法：「三重おもいやり駐車場利用証交付申請書」に必要事項を記入し提出していただきます。 持ち物：区分等該当確認のための確認書類（身体障害者手帳等）

おかえり SOS ネットワーク事業**担当：地域包括支援センター 谷 紗代****☎ 8 2 - 3 1 6 0**

事業内容	徘徊等で行方不明となられたときに、ネットワーク協力機関や協力者で情報共有を行い、早期発見・保護につなげます。
対 象 者	徘徊の心配のある方：事前登録をしていただきます。 ネットワーク協力機関・協力者：ネットワークへ登録をしていただきます。
手 続 き	相談窓口：地域包括支援センター 登録方法：徘徊の心配のある方は、申請書に必要事項を記入の上、提出していただきます。 ネットワーク協力機関や協力者の登録方法：認知症サポーター養成講座受講後、各自でメール配信先の登録をしていただきます。
備 考	松阪市、明和町及び多気町との広域での事業です。

養護老人ホームへの入所（措置入所）**担当：福祉課 浦中 克実****☎ 8 2 - 3 7 8 3**

事業内容	措置基準に該当する方は、町長の措置により養護老人ホームへ入所することが出来ます。（老人福祉法）
対 象 者	65歳以上の方で、環境上の理由及び経済的理由により、自宅において日常生活を営むことが困難な方
手 続 き	相談窓口：福祉課 相談方法：電話、来所にて受付けています。 申請方法：相談後、ご自宅を訪問し生活状況等を聞かせていただきます。 申請書、医師の意見書、その他必要書類を添えて提出していただきます。 入所判定会により入所の可否を決定します。
備 考	前年の所得に応じ、本人及び扶養義務者の費用負担があります。

在宅介護

高齢者等紙オムツ給付事業 担当：福祉課 浦中 克実

☎ 8 2 - 3 7 8 3

事業内容	在宅の寝たきり高齢者等に対して、紙おむつ（テープ止め紙オムツ・パンツタイプ・尿取りパッド）を給付します。
対 象 者	町内に在住し、次のすべてに該当すること。 ①要介護 1 から要介護 5 の認定：厚生労働省が定める基準に基づく障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）がⅠ以上または認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上または、障害者総合支援法における障害支援区分 2 以上であること ②オムツが常時必要と認められること。 ③町民税非課税世帯であること。 ④介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、認知症対応型グループホーム及び有料老人ホーム等に入所、または治療を目的とする医療機関に長期入院（1 月を越えて入院することをいう。）していないこと。 ④ 1 ヶ月に15日以上在宅していること。（短期入所の利用が15日/月以内であること） ⑤生活保護受給世帯は対象としません。
手 続 き	相談窓口：福祉課 相談方法：「紙オムツ給付申請書」に必要事項を記入、押印して提出していただきます。
備 考	要介護 1 ～要介護 3 の方：1 か月当たり 3,000 円分、 要介護 4 ～要介護 5 の方：1 か月当たり 6,000 円分の紙オムツ引換券を交付します。 大台町が定める町内の薬局・指定福祉用具貸与事業所・薬店で紙オムツ（テープ止め紙オムツ・パンツタイプ・尿取りパッド）と引き換えます。

介護保険

介護保険 サービス利用申請 担当：健康ほけん課 保田 和俊

☎ 8 2 - 3 7 8 5

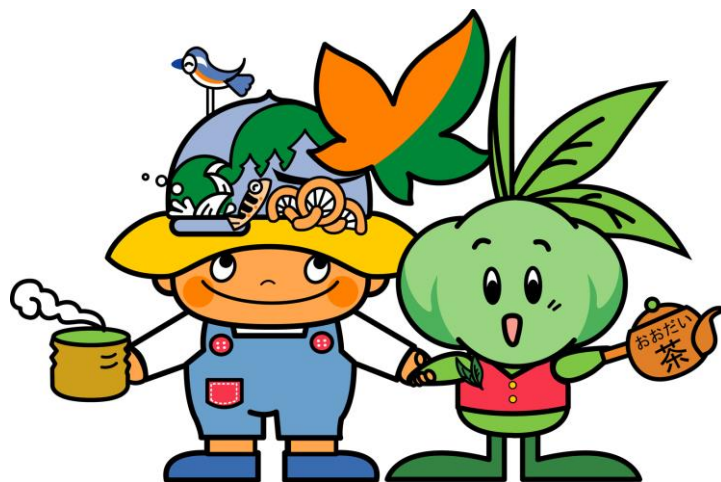
事業内容	日常的に介護が必要になった場合、要介護認定を受けて介護サービス・介護予防サービスが利用できます。
対 象 者	第 1 号被保険者：65 歳以上の日常生活を送る上で介護や支援が必要な方 第 2 号被保険者：40～64 歳の医療保険に加入している方で、国が定めた疾病が原因で介護や支援が必要な方
手 続 き	相談窓口：健康ほけん課、各出張所 相談方法：「介護保険要介護認定・要支援認定申請書」に必要事項を記入の上、提出していただきます。 持 ち 物：介護保険証 第 2 号被保険者は医療保険証が必要です。
備 考	要介護認定とは・・・ 介護保険の被保険者に対し、保険者である市町村が日常生活上の介護の必要性を確認するとともにその程度を認定すること。利用者の心身の状況により要支援 1～2、要介護 1～5 の区分がある。

介護保険 高額介護サービス申請 担当：健康ほけん課 中井 柚葉

☎ 8 2 - 3 7 8 5

事業内容	要介護者等の 1 か月の介護サービスにかかる利用者負担が所得区分に応じた上限額を超えた場合、超えた金額が高額介護（介護予防）サービス費として支給されます。
対 象 者	要介護者等の 1 か月の介護サービス費にかかる利用者負担額の合計が所得区分に応じた上限額を超えた方
手 続 き	相談窓口：健康ほけん課、各出張所 相談方法：「介護保険高額介護（居宅支援）サービス費支給申請書」に必要事項を記入の上、提出していただきます。
備 考	初回のみ手続きが必要です。

事業内容	低所得の方の介護保険施設（特養、老健、介護療養型医療施設）利用が困難とならないため、所得段階に応じて食費及び居住費の負担限度額を超えた額が保険給付されます。
対 象 者	本人及び世帯全員が住民税非課税の方（所得により３段階に分類）
手 続 き	相談窓口：健康ほけん課、各出張所 相談方法：「介護保険負担額減額認定申請書」「同意書」に必要事項を記入の上、提出していただきます。 持 ち 物：印鑑、本人と配偶者の預貯金口座残高等の写し、負債がある場合は借用証明書の写しが必要です。



国民健康保険・後期高齢者医療

国民健康保険 高額療養費の支給 担当：健康ほけん課 中世古 奈美
☎ 82-3785

事業内容	1 か月間（月の 1 日～末日まで）に医療機関で支払った窓口負担が自己負担限度額を超えた場合、申請により自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。
対 象 者	1 か月間（月の 1 日～末日まで）に医療機関で支払った窓口負担が高額となった方
手 続 き	相談窓口：健康ほけん課、各出張所 相談方法：入院や高額な外来診療を受ける場合には、事前に「限度額適用・標準負担額認定申請書」に必要事項を記入の上、提出していただきます。 高額療養費の支給対象となる方には、診療月の翌々月以降に役場より申請書を送付しますので、必要事項を記入の上、提出していただきます。 持ち物：健康保険の情報のわかるもの（マイナ保険証、資格確認書など）、振込先の通帳
備 考	所得区分に応じて、自己負担限度額が設定されます。

後期高齢者医療 高額療養費の支給 担当：健康ほけん課 橋本 宏飛
☎ 82-3785

事業内容	1 か月間（月の 1 日～末日まで）に医療機関で支払った窓口負担が自己負担限度額を超えた場合、申請により自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。
対 象 者	1 か月間（月の 1 日～末日まで）に医療機関で支払った窓口負担が高額となった方
手 続 き	相談窓口：健康ほけん課、各出張所 相談方法：入院や高額な外来診療を受ける場合には、事前に「限度額適用・標準負担額認定申請書」に必要事項を記入の上、提出していただきます。 高額療養費の支給対象となる方には、診療月の翌々月以降に広域連合より申請書を送付しますので、必要事項を記入の上、提出していただきます。 持ち物：健康保険の情報のわかるもの（マイナ保険証、資格確認書など）、振込先の通帳
備 考	所得区分に応じて、自己負担限度額が設定されます。

障がい者支援

相談支援事業

担当：身体障がい者・知的障がい者相談支援センター 中井 千賀子

北村 和美

(社会福祉協議会 真手地域総合センター内)

☎ 77-4477

事業内容	身体障がい、知的障がいのある方について、福祉サービスの情報提供や支援施策などの助言、相談援助、専門機関の紹介等を行います。
対 象 者	身体障がい、知的障がいのある方等
手 続 き	相談窓口：真手地域総合センター内 相談方法：電話、来所で受付けています。
備 考	開設日：月曜日から金曜日 (国民の休日及び12月29日から翌年1月3日までを除く)

指定特定相談支援事業

担当：大台相談支援センター 中井 千賀子

北村 和美

(社会福祉協議会 真手地域総合センター内)

☎ 77-4477

事業内容	障がいのある方、障がいのある児童について、障がい福祉サービスを利用する前にサービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。
対 象 者	身体障がい、知的障がい、精神障がいのある方等 障がいのある児童等
手 続 き	相談窓口：真手地域総合センター内 相談方法：電話、来所で受付けています。
備 考	開設日：月曜日から金曜日 (国民の休日及び12月29日から翌年1月3日までを除く)

身体障がい児（者）補装具費支給事業**担当：福祉課 小藤 美紀****☎ 8 2 - 3 7 8 3**

事業内容	補装具の購入または修理にかかる費用を支給します。
対 象 者	身体障害者手帳の交付を受けている方、難病の方
手 続 き	相談窓口：福祉課、各出張所 相談方法：「補装具費（購入・修理）支給申請書」に必要事項を記入し、業者による「見積書」及び医師の「意見書（指定様式）」を添付し提出していただきます。
備 考	補装具の種類により必要な書類が異なりますので、申請の前には福祉課へご相談下さい。 補装具の例：義肢、装具、盲人安全つえ、補聴器、車椅子、矯正眼鏡等 （65歳以上の方は、種類によって介護保険制度のレンタルが優先されるものがあります。）

重度障がい児（者）日常生活用具給付事業**担当：福祉課 小藤 美紀****☎ 8 2 - 3 7 8 3**

事業内容	日常生活用具や住宅改修に対し給付を行います。
対 象 者	身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている方 精神障がい者、難病患者
手 続 き	相談窓口：福祉課、各出張所 相談方法：「日常生活用具給付申請書」に必要事項を記入し、業者による「見積書」（場合によっては医師の意見書）を添付し提出していただきます。
備 考	用具の種類により必要な書類が異なりますので、申請の前には福祉課へご相談下さい。 日常生活用具の例：スローマ用装具、頭部保護帽、吸入器、電気式たん吸引器等（65歳以上の方は、種類によって介護保険制度のレンタルが優先されるものがあります。）

就労継続支援事業（B型）[ジグソー工房] 担当：福祉課 平井 淑騎**☎ 8 2 - 3 7 8 3**

事業内容	生産活動やその他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上を図るための訓練や相談業務等必要な支援を行います。
対 象 者	障がいがあり就労が困難であるが、自立した日常生活または社会生活を送ろうとする満18歳以上の方で本町に住所を有し、身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている方等
手 続 き	相談窓口：福祉課 相談方法：「訓練等給付費支給申請書」に必要事項を記入し提出していただきます。
備 考	申請の前に福祉課へご相談下さい。

障がい者デイサービス事業 担当：福祉課 平井 淑騎**☎ 8 2 - 3 7 8 3**

事業内容	自立の促進、生活の質の向上を図るため、機能訓練、社会適応訓練、更生相談、スポーツ・レクリエーション、健康指導、創作的活動等を行います。
対 象 者	在宅で療育手帳の交付を受けている方（満18歳以上） 身体障がい者手帳の交付を受けている方 等
手 続 き	相談窓口：福祉課 相談方法：「障がい者デイサービス事業利用申請書」に必要事項を記入し提出していただきます。
備 考	申請の前に福祉課へご相談下さい。

日中一時支援事業 担当：福祉課 平井 淑騎**☎ 8 2 - 3 7 8 3**

事業内容	日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労及び一時的な休息を確保するため、利用者に対する見守り、社会に適合するための日常的な訓練等を行います。
対 象 者	本町に住所を有する障がい者等であって、日中において監護する者がいないため一時的に見守り等の支援が必要な方
手 続 き	相談窓口：福祉課 相談方法：「日中一時支援事業利用申請書」に必要事項を記入し提出していただきます。
備 考	申請の前に福祉課へご相談下さい。

精神障がい者デイケア事業（茶っとくらぶ） 担当：福祉課 平野 志歩**☎ 8 2 - 3 7 8 3**

事業内容	外出支援や仲間づくり、生活体験の拡大などを目的に、調理実習、レクリエーション、趣味活動などを行います。
対 象 者	在宅で生活する精神障がい者の方
手 続 き	相談窓口：福祉課 相談方法：「茶っとくらぶ申込書」に必要事項を記入し、「主治医の意見書」等を添えて提出していただきます。
備 考	月 2 回開催（第 2 ・ 第 4 火曜日）

障がい者医療費助成制度 担当：健康ほけん課 上村 伊紀**☎ 8 2 - 3 7 8 5**

事業内容	医療機関などに支払った費用の一部を助成します。
対 象 者	身体障害者手帳 1 級～ 4 級 療育手帳 B 中度以上 精神障害者保健福祉手帳 1 級の方（通院分のみ対象）
手 続 き	相談窓口：健康ほけん課、各出張所 相談方法：「福祉医療受給資格認定申請書」に必要事項を記入の上、提出していただきます。 持ち物：健康保険の情報のわかるもの（マイナ保険証、資格確認書など）、振込先の通帳、身体障害者手帳や療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
備 考	所得制限あり

予防接種

高齢者インフルエンザ定期予防接種事業 担当：健康ほけん課 高橋 風香
☎ 8 2 - 3 7 8 5

事業内容	接種期間中に県内医療機関でインフルエンザ予防接種を受けた方に、町が予防接種にかかる費用の一部を負担します。
対 象 者	接種時点で大台町に住民登録のある方で、(1)または(2)に該当する方 (1)接種時点で 65 歳以上の方 (2)接種時点で 60 歳以上 65 歳未満の方で、心臓、じん臓または呼吸器の機能に障がいがあり、身の回りの生活が極度に制限される方、ヒト免疫不全ウイルス (HIV) による免疫の機能に障がいがあり、日常生活がほとんど不可能な方
手 続 き	相談窓口：健康ほけん課、各出張所 接種方法：希望する県内医療機関を予約し接種していただきます。 持ち物：マイナ保険証または資格確認書、接種料金

高齢者肺炎球菌定期予防接種事業 担当：健康ほけん課 高橋 風香
☎ 8 2 - 3 7 8 5

事業内容	接種期間中に県内医療機関で高齢者肺炎球菌ワクチンを受けた方に、町が予防接種にかかる費用の一部を負担します。
対 象 者	(1)～(3)のすべてを満たす方 (1) 接種時点で大台町に住民登録がある方 (2) 過去に成人用肺炎球菌ワクチン(23 価)を接種したことがない方 (3) アまたはイのいずれかに該当する方 ア 接種時点で 65 歳の方 イ 接種時点で 60 歳以上 65 歳未満の方で、心臓、じん臓または呼吸器の機能に障がいがあり、身の回りの生活が極度に制限される方、ヒト免疫不全ウイルス (HIV) による免疫の機能に障がいがあり、日常生活がほとんど不可能な方
手 続 き	相談窓口：健康ほけん課、各出張所 接種方法：希望する県内医療機関を予約し接種していただきます。 持ち物：マイナ保険証または資格確認書、接種料金

高齢者新型コロナウイルスワクチン定期予防接種事業

担当：健康ほけん課 高橋 風香 ☎82-3785

事業内容	接種期間中に県内医療機関で新型コロナワクチンを受けた方に、町が予防接種にかかる費用の一部を負担します。
対 象 者	接種時点で大台町に住民登録のある方で、(1)または(2)に該当する方 (1)接種時点で65歳以上の方 (2)接種時点で60歳以上65歳未満の方で、心臓、じん臓または呼吸器の機能に障がいがあり、身の回りの生活が極度に制限される方、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫の機能に障がいがあり、日常生活がほとんど不可能な方
手 続 き	相談窓口：健康ほけん課、各出張所 接種方法：希望する県内医療機関を予約し接種していただきます。 持ち物：マイナ保険証または資格確認書、接種料金

带状疱疹ワクチン定期予防接種事業 担当：健康ほけん課 高橋 風香

☎82-3785

事業内容	接種期間中に県内医療機関で带状疱疹ワクチンを受けた方に、町が予防接種にかかる費用の一部を負担します。
対 象 者	(1)～(3)のすべてを満たす方 (1)接種時点で大台町に住民登録がある方 (2)過去に带状疱疹ワクチンを接種完了していない方(不活化ワクチン2回及び生ワクチン1回) (3)アまたはイのいずれかに該当する方 ア 令和7年度に65歳となる方 イ 令和7年度に70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳、101歳以上となる方 ※70歳以上100歳未満の方は5年間の経過措置となります。 ※101歳以上の方は令和7年度のみ対象となります。 ウ 接種時点で60歳以上65歳未満の方で、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫の機能に障がいがあり、日常生活がほとんど不可能な方
手 続 き	相談窓口：健康ほけん課、各出張所 接種方法：希望する県内医療機関を予約し接種していただきます。 持ち物：マイナ保険証または資格確認書、接種料金

その他

人材育成助成金制度

担当：生活環境課 上岡 真未

☎ 8 2 - 3 7 8 7

事業内容	個性的で活力ある町づくりを推進するため、個人や団体等に対する人材育成のための助成金制度です。 海外・国内研修事業、国内視察事業、介護職員初任者の資格取得研修事業、介護支援専門員資格取得事業、狩猟免許取得事業、災害支援等ボランティア活動事業、スポーツ関連資格取得事業、レクリエーション・インストラクター／リーダー資格取得事業などに対して助成金が受けられます。
対 象 者	・個人とは、大台町に1年以上居住し、かつ今後も引き続き大台町に在住する15歳以上の方 ・団体は個人の用件を満たす5名以上の方で構成し、代表者や活動内容等の会則を定める団体
手 続 き	相談窓口：生活環境課 相談方法：申請書に必要事項を記入し必要書類を添えて提出してください。
備 考	事前審査が必要な事業がありますので、詳しくはお問い合わせください。



窓口一覧

窓 口	電話番号	住 所
大台町役場 福祉課	8 2 - 3 7 8 3	佐原 7 5 0 番地
健康ほけん課	8 2 - 3 7 8 5	
地域包括支援センター	8 2 - 3 1 6 0	
生活環境課	8 2 - 3 7 8 7	
産業課	8 2 - 3 7 8 6	
荻原出張所	7 6 - 1 7 1 1	江馬 3 1 6 番地
大杉谷出張所	7 8 - 3 0 0 1	桧原 5 2 8 番地
領内出張所	7 7 - 2 0 0 1	小滝 1 5 1 番地
川添出張所	8 3 - 2 8 7 7	粟生 1 0 1 0 番地
日進出張所	8 5 - 0 2 1 1	新田 2 3 9 番地
社会福祉協議会本所	8 3 - 2 8 6 2	粟生 1 0 1 0 番地
社会福祉協議会宮川支所	7 6 - 0 1 6 0	江馬 1 2 2 番地
身体障がい者・知的障がい者相 談支援センター (真手地域総合センター内)	7 7 - 4 4 7 7	下真手 1 3 0 1 番地 1
大台相談支援センター (真手地域総合センター内)		